



人権に関する米州条約（米州人権条約）

米州機構条約集第36号、1144 U.N.T.S. 123、1978年6月18日発効
米州体制における人権に関する基本文書
OEA/Ser.L.V/II.82 doc.6 rev.1 at 25 (1992年) として再版される。

前文

この条約に署名する米州諸国の政府は、この領域において、民主主義的な制度の枠内で、人間の本質的な権利の尊重に基づいた個人の自由及び社会正義の体系を確立するというその意図を改めて認識し、

人間の本質的な権利は、特定の国家の国民であることに由来するのではなく、人間の人間らしさを構成する特性に基づくものであること、ゆえに、米州諸国の国内法によって定められた保護を実施または補完する条約という形式において、国際的に保護されることが正当であることを認識し、

これらの原則は、米州機構憲章において、また人間の権利と義務に関する宣言（米州人権宣言）において、また世界人権宣言において定められたものであること、並びにそれらの原則が、地域的にも世界的にも、他の国際的な文書において再確認され、洗練されてきたことを考慮し、

世界人権宣言に従って、自由な人間が恐怖及び欠乏のない状態を享受するという理想は、すべての者がその市民的および政治的権利とともに経済的、社会的および文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合にのみ達成され得るということをあらためて表明し、

第三回米州機構特別会議（1967年ブエノスアイレス）において、米州機構憲章そのものに、経済的、社会的及び教育的権利に関するより広範な基準を組み込むことが承認されたこと、また、同会議において、米州の人権に関する条約には、これらの問題に対して責任を有する機関の体制、権限及び手続が定められるべきであると決議されたことを考慮し、

次の通り合意した。

第一部（国の義務及び保護される諸権利）

第一章（全般的な義務）

第一条（諸権利を尊重する義務）

1. この条約の締約国は、この条約において認められた諸権利と自由を尊重することを約束するとともに、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、それらの権利および自由を何らの制約なく全面的に行使できる状態を確保することを約束する。



2. この条約の適用上、「個人」とはあらゆる人間を意味するものとする。

第二条（国内における法的効力）

締約国は、第一条で言及された諸権利及び自由のうちのいずれかが、まだ立法上の規定またはその他の規定によって確保されていない場合は、自国の憲法上の手続およびこの条約の規定に従って、それらの権利あるいは自由を実現するために必要な立法措置またはその他の措置を取ることを約束する。

第二章（市民的権利と政治的権利）

第三条（法的な人格に対する権利）

すべての者は、法律の前に人として認められる権利を有する。

第四条（生命に対する権利）

1. すべての者は、その生命を尊重される権利を有する。この権利は法によって保護され、一般に受胎の瞬間から適用される。何人も、ほしいままにその生命を奪われることはない。
2. 死刑を廃止していない国においては、死刑は、そのような処罰を定め、かつ、犯罪が行われた時に効力を有している法律に従って、最も重大な犯罪に対し、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ科することができる。そうした処罰が、現在ではそれに該当しない犯罪にまで拡張して科されることはない。
3. 死刑は、これを廃止した国において再開されることはない。
4. いかなる場合においても、政治犯罪あるいはそれに関わる一般の犯罪に対して死刑が科されることはない。
5. 死刑は、犯行時に十八歳未満の者、あるいは七十歳以上の者が行った犯罪について科されることはなく、また、妊娠中の女性には適用されない。
6. 死刑を言い渡された者はすべて、その刑に対する大赦、特赦または減刑を求める権利を有する。こうした大赦、特赦または減刑は、いかなる事例についても与えることが可能である。そのような請願が、権限のある機関による裁定を待っている間は、死刑が科されることはない。

第五条（人間的な取り扱いを受ける権利）

1. すべての者は、その身体的、精神的および道徳的な品格を尊重される権利を有する。
2. 何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な刑罰もしくは取扱いを受けることはない。自由を奪われた者はすべて、人間固有の尊厳を尊重した取扱いを受ける。



3. 刑罰は、犯罪者以外のいかなる者にも科されることはない。
4. 被告人は、例外的な事情がある場合を除き、有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。
5. 未成年者は、未成年者としてのその地位に従った取扱いを受けられるように、刑事手続を受けている間、成人とは分離されるものとし、できる限り速やかに専門の裁判に付される。
6. 自由の剥奪を含む処罰は、被拘禁者の矯正及び社会復帰をその基本的な目的とする。

第六条（奴隷状態からの自由）

1. 何人も、奴隷の状態あるいは強制的な隷属状態に置かれることはない。あらゆる形態の奴隷制度および強制的な隷属は禁止される。女子の奴隷取引および売買も同様に禁止される。
2. 何人も、強制労働に服することを要求されない。この規定を、特定の犯罪に対して自由を剥奪し強制労働に服させるという刑罰が定められている国において、権限のある裁判所によって科されたそのような刑の執行を禁止するものと解してはならない。強制労働は、被拘禁者の尊厳に対し、あるいはその身体的または知的能力に対し有害な影響を及ぼすものであってはならない。
3. この条項の適用上、次のものは「強制労働」に該当しないものとする。
 - a. 権限のある司法機関の判決による宣告あるいは正式な裁定の執行として拘禁されている者に通常要求される作業または役務。そうした作業または役務は、公的機関の監督及び管理の下で行われるものとし、そうした作業または役務に服するいかなる者も、民間の団体、会社または法人の支配下に置かれることはない。
 - b. 兵役。良心的兵役拒否が認められている国においては、法律により兵役の代わりとして規定される、国家に対する奉仕。
 - c. 社会の存立あるいは福祉を脅かすような緊急事態や災害の発生時に要求される役務。あるいは
 - d. 市民としての通常の義務とされる作業または役務。

第七条（個人の自由に対する権利）

1. すべての者は、身体的自由および安全に対する権利を有する。
2. 何人も、当事者である締約国の憲法により、あるいはその憲法に従って制定された法により、事前に定められた理由および条件に基づく場合を除き、その自由を奪われることはない。
3. 何人も、ほしいままに逮捕または拘禁されることはない。



4. 抑留される者はその理由を告げられるものとし、自己に対する単一もしくは複数の被疑事実を速やかに告げられる。
5. 抑留された者は、裁判官の、または司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、訴訟の継続に影響を及ぼすことなく、妥当な期間内に裁判を受ける権利または釈放される権利を有する。その釈放に当たっては、裁判への出頭が確実に保証されることを条件とすることができる。
6. 自由を奪われた者は、権限のある裁判所がその逮捕あるいは抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること、およびその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、その裁判所に訴え出る権利を有する。締約国において、その法により、自由を奪われるとの脅迫を受けたと信じる者が、権限のある裁判所によってそのような脅迫が合法的であるかどうかで裁定されるように、その裁判所に訴える権利を有すると定められている場合は、このような救済措置が制限されること、あるいは廃止されることはできない。当事者またはその代理である別の個人は、こうした救済措置を求める権利を有する。
7. 何人も、債務を理由として抑留されることはない。この原則は、権限のある法的機関が、支持すべき義務の不履行に対して出す命令を制限するものではない。

第八条（公正な裁判を受ける権利）

1. すべての者は、自らに対する刑事的な告発が立証されるに当たっては、また市民としての、もしくは労働に関しての、もしくは財政その他についての権利および義務に関する裁定が下されるに当たっては、正当な保障とともに、妥当な期間内に、事前に法律で設置された、権限のある、独立のかつ公平な裁判所による審理を受ける権利を有する。
2. 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされない限りは、無罪と推定される権利を有する。すべての者は、訴訟の進行中、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。
 - a. 被告が裁判所において使用される言語を理解することまたは話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受ける権利。
 - b. 被告に対し、問われている罪に関して事前に詳細な通知があること。
 - c. 防御の準備のために十分な時間および手段を与えられること。
 - d. 被告が自身を防御する権利、あるいは自ら選任する弁護人の援助を受け、その弁護士と自由にまた私的に連絡を取る権利。
 - e. 被告が自らを防御しない場合、あるいは法で定められた期間内に自身の弁護人を選ばない場合、国内法に規定される通り、国が定めた有料のあるいは無料の弁護人により援助を受ける不可分の権利。



- f. 防御のために、法廷で証言に立つ証人を尋問する権利、並びに証人として専門家の出席あるいは事実を明らかにすることができる他の者の出席を求める権利。
 - g. 自己に不利益な証言をすること、あるいは罪を認めることを強要されない権利。および
 - h. 判決について上級裁判所に上訴する権利。
- 3. 被告による有罪の自白は、それがいかなる種類の強制にもよらずなされた場合にのみ有効となる。
 - 4. 不服申し立てのできない裁定により無罪と判決された被告は、同じ訴訟理由により新たな裁判を受けることはない。
 - 5. 刑事訴訟は、司法の利益を保護するために必要となる場合を除き、公開されるものとする。

第九条（遡及処罰法からの自由）

何人も、適用される法の下で、実行時に犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪とされることはない。犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰が科されることはない。犯罪が行われた後に、より軽い刑罰を科する規定が法律に設けられた場合には、犯罪を犯した者はその規定による利益を受ける。

第一〇条（補償を受ける権利）

すべての者は、誤審による確定判決で有罪を言い渡された場合に、法律に従って補償を受ける権利を有する。

第一一条（私生活を保護される権利）

- 1. すべての者は、その名誉を尊重され、その尊厳を認められる権利を有する。
- 2. 何人も、その私生活、家族、住居または通信に関する恣意的なあるいは不正な干渉の対象となること、またその名誉あるいは信用に関する不法な攻撃の対象となることがあってはならない。
- 3. すべての者は、そうした干渉または攻撃から、法律による保護を受ける権利を有する。

第十二条（良心および宗教に関する自由）

- 1. すべての者は、良心および宗教に関する自由に対する権利を有する。この権利には、宗教または信念を保持あるいは変更する自由、ならびに単独でまたは他の者と共同して、公的にまたは私的に、自身の宗教または信念を表明あるいは布教する自由が含まれる。
- 2. 何人も、自らの宗教または信念を保持あるいは変更する自由を侵害するおそれのある制約を受けることはない。



3. 宗教または信念を表明する自由については、公共の安全、公共の秩序、公衆の健康もしくは道徳を保護するため、あるいは他の者の基本的な権利または自由を保護するために必要な、法律で定められた制限のみを課することができる。
4. 父母、あるいは（該当する場合は）後見人はその子供に対し、自己の信念に従って宗教的および道徳的教育を提供する自由を有する。

第一三条（思想および表現の自由）

1. すべての者は、思想および表現の自由に対する権利を有する。この権利には、口頭、手書き、印刷、芸術の形態、または自ら選択する他の方法により、国境に関わりなく、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、伝える自由が含まれる。
2. 前述の1項に定められた権利の行使は、事前検閲の対象にはならないが、事後の法的責任の対象になるものとする。そのような法的責任は、次の事項を保障するために必要な範囲内で、法律によって明確に定められる。
 - a. 他者の権利または信用の尊重。あるいは
 - b. 国の安全、公の秩序、または公衆の健康もしくは道徳の保護。
3. 表現する権利は、新聞記事、ラジオ放送の周波数、または情報の普及に用いられる機器に対する規制の濫用といった間接的な手法もしくは手段によって、あるいは考えや意見の伝達ないし流布の妨げとなるようなその他の手段によって制限されてはならない。
4. 前述の2項の規定に関わりなく、公衆向けの娯楽は、児童および未成年を道徳的に保護するために、その娯楽への接触を規制することのみを目的として、事前検閲の対象とすることができる。
5. 戦争のためのいかなる宣伝も、また人種や肌の色、宗教、言語、国籍等の根拠に基づく、個人または集団に対する不法な暴力あるいはそれに類する他の行為の扇動となる、いかなる国家的、人種的または宗教的憎悪の唱道も、法律による処罰に値する犯罪と見なされる。

第一四条（名誉を回復する権利）

1. 法的に規制されている通信媒体を介して一般大衆に広められた不正確なまたは侮辱的な発言や考えによって名誉を傷つけられた者は、法律の定める条件に基づき、同じ通信経路を用いて応酬あるいは訂正を行う権利を有する。
2. 上述のような訂正ないし応酬は、いかなる場合においても、その他の法的責任が発生していた場合に、その責任を減免するものではない。
3. 名誉および信用の効果的な保護のために、あらゆる出版社、新聞社、映画会社、ラジオ局およびテレビ局は、免責あるいは特権によって保護されない担当者を持つものとする。



第一五条（集会の権利）

武器を所持しない平和的な集会の権利は、認められている。この権利の行使に対しては、国家の治安や公共の安全、または公の秩序のために、あるいは公衆の健康もしくは道徳の保護または他の者の権利や自由の保護のために民主的社會において必要とされ、かつ、法律に基づいて課される制限以外には、いかなる制限も課することはできない。

第一六条（結社の自由）

1. すべての者は、思想、宗教、政治、経済、労働、社会、文化、スポーツその他の目的のために、自由に結社を作る権利を有する。
2. この権利は、国家の治安や公共の安全、または公の秩序のために、あるいは公衆の健康もしくは道徳の保護または他の者の権利や自由の保護のために民主的社會において必要とされる、法律で定められた制限のみを受ける。
3. 本条の規定は、軍隊および警察の構成員に対して、結社の権利の行使の剥奪までも含む合法的な制限を課することを妨げるものではない。

第一七条（家族に関する権利）

1. 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会および国による保護を受ける権利を有する。
2. 婚姻することができる年齢の男女が婚姻しかつ家族を形成する権利は、両当事者が国内の法律によって求められる条件を満たしており、なおかつその条件がこの条約に定められた差別禁止の原則を侵すものでない限りにおいて認められる。
3. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。
4. 締約国は、婚姻中および婚姻の解消の際に、婚姻に関わる配偶者の権利の平等および適当な責任の配分を確保するための適当な措置を取るものとする。婚姻の解消の場合には、純粋に児童の利益のためにのみ、その児童に対して必要な保護の措置が取られるものとする。
5. 法律は、嫡出でない児童にも嫡出の児童にも平等な権利を認めるものとする。

第一八条（名前を持つ権利）

すべての者は、名付けられた名前および両親あるいはそのいずれかの名字を持つ権利を有する。法律は、必要であれば仮名を用いることにより、この権利があらゆる者に確保される方法を規定するものとする。

第一九条（子供の権利）

あらゆる未成年の子供は、家族、社会および国による、未成年であるがゆえに必要とされる保護の措置に対する権利を有する。



第二〇条（国籍を持つ権利）

1. すべての者は、国籍を持つ権利を有する。
2. すべての者は、他の国籍に対する権利を有していないとしても、自身の生まれた場所を領有する国の国籍を持つ権利を有する。
3. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われること、あるいはその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第二一条（財産を持つ権利）

1. すべての者は、自らの財産を使用し享受する権利を有する。法律は、そうした使用と享受よりも、社会の利益を優先させることができる。
2. 何人も、補償の支払、公共の便益あるいは社会の利益のため、法の定める条件において、および法の定める形式に従う場合を除き、その財産を奪われることはない。
3. 高利貸し等の人間による人間に対するあらゆる形態の搾取は、法律により禁じられる。

第二二条（移転および居住の自由）

1. 合法的に締約国の領域内にいるすべての者は、法律の規定に従って、その領域において移転する権利および居住する権利を有する。
2. すべての者は、自国を含むいずれの国からも自由に離れる権利を有する。
3. 前述の1項と2項に定められた権利の行使は、国家の治安や公共の安全、または公の秩序のために、あるいは公衆の健康もしくは道徳の保護または他の者の権利や自由の保護のために民主的社會において必要な範囲内で、法律で定められた制限のみを受ける場合がある。
4. 同様に、1項の権利の行使は、公共の利益のために、指定された区域において法による制限を受ける場合がある。
5. 何人も、自国の領域から追放されてはならず、また自国に入国する権利を奪われてはならない。
6. 合法的にこの条約の締約国の領域内にいる外国人は、法律に基づいて行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。
7. すべての者は、政治犯罪あるいはそれに関連する一般の犯罪によって追われている場合に、当該国の法律および国際条約に従って、国外への亡命を求め、これを与えられる権利を有する。



8. 外国人が自国において、人種、国籍、宗教、地位または政治的な見解を理由にその権利あるいは個人の自由を侵害される危険性がある場合、当該国がその母国であるか否かに関わらず、いかなる場合においてもその外国人を国外退去あるいは本国送還してはならない。
9. 外国人を集団的に追放することは禁じられる。

第二三条（政治に参加する権利）

1. すべての市民は、次のことを行う権利および機会を享受する。
 - a. 直接に、または自由に選んだ代表者を通じて、公共の事柄に参加すること。
 - b. 普通かつ平等の選挙権に基づき、選挙人の意思の自由な表明を保障する秘密投票により行われる、真正な定期的選挙において投票することおよび選挙されること。
 - c. 平等な一般条件の下で、自国の公務に携わる機会を有すること。
2. 前述1項で言及された権利および機会の行使は、年齢や国籍、居住地、言語、教育、市民としての資格および知的能力、または権限のある裁判所による刑事犯罪の判決手続のみに基づいて、法律により規制することができる。

第二四条（平等の保護を受ける権利）

すべての者は、法律の前に平等である。それゆえ、差別されることなく法律による平等の保護を受ける権利を有する。

第二五条（法律による保護を受ける権利）

1. すべての者は、当事国の憲法もしくは法律により、あるいはこの条約により認められたその基本的権利を侵害する行為からの保護を求めて（そのような侵害が公務を行う者によりその執行の過程でなされたとしても）、簡易かつ迅速な形式で、あるいはその他の効果的な形式で、権限のある裁判所あるいは裁決機関に対して救済を訴える権利を有する。
2. 締約国は、次のことを約束する。
 - a. そのような救済措置を求める者の権利が、国の法制で定める権限のある機関によって決定されることを確保すること。
 - b. 司法上の救済措置の可能性を発展させること。
 - c. 救済措置が与えられる場合に、それが権限のある機関によって執行されることを確保すること。



第三章（経済的、社会的および文化的権利）

第二六条（漸進的な開発）

締約国は、米州機構憲章において定められ、プエノスアイレス議定書により改正された経済的、社会的、教育的、科学のおよび文化的基準に内在する権利の完全な実現を、立法措置その他の適当な方法により漸進的に達成することを目的として、国内的な措置および国際的な協力、特に経済上及び技術上の協力による措置を講じることを約束する。

第四章（保障の一時停止、解釈および適用）

第二七条（保障の一時停止）

1. 戦争、社会危機など締約国の独立あるいは治安を脅かす緊急事態が発生した際に、その締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度および期間において、この条約に基づく義務に違反する措置を取ることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づいて負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。
2. 前項1の規定は、次の条項のいかなる停止も是認するものではない。
第三条（法的な人格に対する権利）、第四条（生命に対する権利）、第五条（人間的な取り扱いを受ける権利）、第六条（奴隷状態からの自由）、第九条（遡及処罰法からの自由）、第一二条（良心および宗教に関する自由）、第一七条（家族に関する権利）、第一八条（名前を持つ権利）、第一九条（子供の権利）、第二〇条（国籍を持つ権利）、第二三条（政治に参加する権利）あるいはこれらの権利の保護に不可欠な法的保障。
3. 一時停止の権利を行使する規約の締約国は、適用を停止した規定およびそのような停止に至った理由、並びにその停止を終了する時期として設定された日を、米州機構事務総長を通じて、他の締約国に直ちに通知する。

第二八条（連邦条項）

1. 締約国が連邦国家である場合、その締約国の連邦政府は、この条約に含まれる規定のうち、その対象が当該政府の立法上および司法上の管轄下にあるすべての規定を実施する。
2. 連邦政府は、その対象が連邦を構成する州の管轄下にある規定に関しては、その憲法および法律に従って、権限のある州の機関がこの条約の履行のために適当な規定を採択できるよう、直ちに適切な措置を取るものとする。
3. 二つ以上の締約国が連邦あるいは他の種類の連合国家を形成することに合意した時には必ず、当該締約国は、その合意に基づく連邦の協定あるいはその他の協定に、形成された新しい国家においてこの条約の基準が継続し、なおかつ有効であるために必要な規定が含まれるよう留意するものとする。



第二九条（解釈に関する制限）

この条約のいかなる規定も、次のように解釈されることはない。

- a. 締約国、集団または個人がこの条約において認められた権利および自由の享受あるいは行使を抑圧すること、あるいはこの条約に定める制限の範囲を超えてそれらの享受や行使を制限することを容認する。
- b. 締約国の法律に基づいて、またはその国が署名した別の条約に基づいて認められる権利ないし自由の享受あるいは行使を制限する。
- c. 人間に本来備わっている、または政府という形態を取った議会制民主主義から派生する、他の諸権利もしくは保障を否定する。あるいは
- d. 米州人権宣言および同様の性質を持つ他の国際法が有する効力を拒否または制限する。

第三〇条（制限の範囲）

この条約が認める権利ないし自由の享受または行使に対して、この条約に従って課すことのできる制限は、一般の利益のために制定された法律に従った制限であって、かつ、そうした制限が定められた目的に適うものでない限り、これを適用することはできない。

第三一条（他の諸権利の承認）

第七六条および七七条が定める手続に従って認められた他の権利および自由は、この条約による保護の制度に組み込むことができる。

第五章（個人の責任）

第三二条（義務と権利との関係）

1. すべての者は、その家族、共同体および人類に対する責任を有する。
2. すべての者が有する権利は、民主主義社会において、他の者が有する権利によって、またあらゆる人の安全確保のために、また一般の福祉に関する公正な要求によって制限される。